

水巻町子ども読書活動推進計画（第2次）

～すべての子どもに素晴らしい本との出会いを～



平成28年4月

水巻町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 計画策定の背景	2
1. 子どもを取り巻く読書環境の現状	
2. 国の動向	
3. 県の動向	
第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	4
1. 計画の趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画推進のための基本方針	
4. 施策の体系	
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策	9
1. 家庭・地域	
2. 幼稚園・保育所（園）	
3. 学校	
4. 町立図書館	
5. 計画の期間	
6. 計画の対象	
7. 計画の進行管理	
第4章 計画の効果的な推進に向けて	16
1. 連携・協力	
2. 啓発・広報等の推進	
3. 財政上の措置	
4. 今後の取り組みについて	
第5章 子ども読書活動推進計画の施策項目	18
資料	20
資料1 本文用語注記の解説	
資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律	

はじめに

読書は、子どもの成長過程で、言葉を学び、感性・情操を育み、表現力を高め、創造力を豊かなものにしてくれます。また、読書で培った豊かな感性や表現力によって、コミュニケーションを円滑にし、人間関係の基礎を築くことができます。このように、子どもたちが長い人生をより深く生きていく上で、欠くことができないものです。さらに、本の世界の中で、子どもたちは、様々な人々とふれあう機会を得ることができ、人を思いやり、相手の立場で物事を考える意識も培われます。

しかしながら、近年、テレビ、インターネット、ゲーム機、スマートフォンなどの様々な情報メディアの発達・普及により、大人たちを含め、特に子どもたちを取り巻く環境が急激に変貌しています。多様かつ大量の刺激的な情報が、簡単・瞬時に入手できるようになりましたが、このような情報化によって利便性が向上した反面、子どもたちのインターネットの見過ぎ、ゲームのし過ぎなどに伴う文字・活字離れが懸念されているところです。また、多発している子どもの悲惨な事件についても、バーチャルな体験と現実との違いを判断できなかつたり、幼い頃から家族とのふれあいやコミュニケーションが足りないまま、成長したことによって、相手の心の痛みを理解できなかつたりすることに起因しているものが数多く発生しています。

そのような状況の中で、国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明示しています。また、平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成25年5月改訂）」を策定し、その推進に努めており、福岡県においても、平成16年に「福岡県子ども読書推進計画（平成22年3月改訂）」を策定し、福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を総合的に推進していくことを目標としています。

水巻町においても、子どもの読書活動を社会全体で推進することは極めて重要であることから、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づいて、「水巻町子ども読書活動推進計画」を改訂しました。この計画は、今後5年間、水巻町における子どもの読書活動を推進していくための基本的な方針を示したものです。今後、この計画を通して、家庭・地域・学校・行政等が主体的に取り組むとともに、それぞれの役割を果たし、互いに連携して、子どもの読書活動推進に取り組めるように、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の改訂にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました水巻町図書館協議会委員の皆様、並びに関係各位の皆様に対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

平成28年4月

水巻町教育委員会
教育長 小宮 順一

第1章 計画策定の背景

1. 子どもを取り巻く読書環境の現状

今日、テレビやインターネット、スマートフォン、ゲーム機など多様なメディアが発達普及をし、私たちの日常生活の中には情報があふれています。また、少子高齢化、核家族化など社会情勢も大きく変わってきています。

このような社会の変化は、子どもたちの生活環境や生活習慣にも大きな影響を及ぼしています。さらに、子どもの読書離れが指摘されて久しく、読解力の低下も問題になっています。そのような状況の中で、学校での「朝の読書」(注1)、保育所(園)や幼稚園が行う「読み聞かせ」(注2)等、地域や家庭、学校などが、子どもの読書活動をそれぞれが果たすべき役割を担って、推進する重要性が認識されつつあります。

「第60回学校読書調査(全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同でまとめた全国調査)」によると、平成26年5月の1か月間で読んだ本(教科書・漫画・雑誌を除く)の平均冊数は、小学生が前年に比べ、大きく増加しているのに対し、中学生・高校生は減少しています。小学生の冊数が伸びた理由として、朝読など、学校が実施する読書指導が充実してきたことが背景にあると考えられます。しかし、1か月間に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合(不読率)は、小学生が3.8%、中学生が15%、高校生が48.7%と、10年前の同調査と比較すると、小学生が2.1%、中学生が9.6%、高校生が2.0%減少しており、全体的に改善していますが、子どもの年齢が進むにつれて(小学生⇒中学生⇒高校生)読む本の冊数が減り、本を読まない割合が高くなっていることが伺えます。(社)全国学校図書館協議会は、平均読書冊数の数値に一喜一憂することなく、読書指導にいっそう力を入れる必要があるとまとめています。

「第60回学校読書調査」に見られるような読書傾向は、水巻町で、平成26年2月に町内の小中学校の児童生徒を対象に行ったアンケート結果でも見られることから、子どもの読書への関心を高めるとともに、読書の質を深める取り組みも必要です。今後はさらに地域や家庭、学校、行政など、それぞれの役割を担って、地域社会全体が一体となった取り組みが重要だと言えます。

2. 国の動向

国は、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に役立てるために「子どもの読書活動の推進に関する法律」(注3)を施行し、翌年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

平成12年5月	「国際子ども図書館」開館
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行
平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定 (平成14年度～平成19年度の計画/第1次基本計画)

平成16年2月	「これからの時代に求められる国語力について」文部科学省文化審議会答申
平成17年7月	「文字・活字文化振興法」成立
平成18年2月	「教育基本法」改正（約60年ぶりの大改正）
平成19年6月	教育基本法の改正に伴い、「学校基本法」「図書館法」改正。
平成20年3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定（平成20年度～平成24年度の概ね5か年計画／第2次基本計画）
平成20年6月	平成22年を「国民読書年」とする衆参両議院の決議。
平成22年	この年を「国民読書年」と定める。
平成25年5月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定（平成25年度～平成29年度の概ね5か年計画／第3次計画）
平成26年4月	「学校図書館法」の改正に伴い、学校司書の位置づけが初めて法制化される。

3. 県の動向

一方、福岡県では「青少年アンビシャス運動」(注4)の一環として子どもの読書活動の推進に取り組んできましたが、法の施行に伴い、総合的な指針となる「福岡県子ども読書推進計画」を策定しました。

平成16年2月	「福岡県子ども読書推進計画」策定 (平成15年度～平成21年度の計画)
平成22年3月	「福岡県子ども読書推進計画」改訂 (平成22年度～平成26年度の概ね5か年計画／第2次計画)

水巻町においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に基づき、県の計画を基本としつつ、本町の状況等を踏まえて独自の計画を策定し、具体的な取り組みを進めています。

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

この計画は、子どもの発達段階に応じた読書環境を整備し、それぞれの段階にふさわしい読書活動を行う環境をつくり、読書が持つ大きな力で、子どもの想像力や知性及び感性を豊かにし、子どもの成長を支えていくことを目的としています。

水巻町では、子どもたち一人一人の読書に対する関心と意欲を高めるために、また、成長過程における子どもの心の糧となるように、子どもの読書活動における総合的な環境づくりを進めていきます。

(1) 乳児期

子どもの心身の成長の上で根本となる大切な時期です。乳幼児の頃から、両親をはじめとする家族の愛情ある語りかけをすることで、豊かな感性が育まれます。この時期に親子で一緒に絵本を見ることは子どもにとって、単に言葉の獲得だけでなく、親子の絆を深めるために重要な役割を持ちます。子どもに対して、親が行う絵本の読み聞かせによって、早い時期に心の糧となりうる本との出会いの喜びを知る習慣を育む必要があります。

(2) 幼児期

この頃になると、幼稚園や保育所（園）などに通い、集団生活を経験する子どもが多くなります。子どもたちは、集団生活をする中で、自分たちの世界が広がっていき、話す言葉も豊かになり、日常な会話が可能となる時期となります。また、絵本の中に出てくる登場人物や簡単なストーリーが理解できるようになり、十分に絵本などの世界を自分なりに取り入れ、楽しむことができるようになります。このような発達段階にある中で、絵本の好き嫌いの区別を自分で判断ができるようになり、お気に入りの絵本を何度も読んでもらうような欲求が生まれます。その欲求を周囲の大人が理解をし、また深く関わっていくことが必要です。この時期に出会った絵本は、読んでもらった思い出とともに心の糧となり、子どもが成長していく過程で、明るい指針となり続けるものとなります。

(3) 小学校低学年

小学校に入学によって文字を覚え、徐々に自分の力で本を読めるようになります。これまで、大人に読んでもらっていた本を自分でも読めるようになります。しかし、まだ文字を追うことにとらわれがちになります。したがって、この時期には、大人と一緒に読んであげることも必要です。親子で絵本を一緒に読んだり、読み聞かせをしたりするなど、子どもと共有する時間をつくるのが大切です。

(4) 小学校中学年

この時期になると、学校生活に慣れ、興味が広がり、絵本や簡単な読み物だけでなく、冒険や探検物などのジャンルの本に興味を示し、空想の世界を楽しむ時期でもあります。この

ような本には、授業で出会うことが多いので、関連図書のコーナー等を設置するなどの読書指導も大切です。しかし、一方では、まだ本に親しみが持てない子どももいますので、読み聞かせやブックトーク(注5)などの効果的な手法で、本の世界を楽しく紹介することも大切です。

(5) 小学校高学年

高学年になると、名作と呼ばれている古典的な物語や自然科学、歴史の本など読み応えのある本を読むことができるようになってきます。しかし、その一方で、興味や関心が多様となり、読書の傾向にも個人差が出てきます。日常の生活の中で、読書の習慣を作るためには、新聞や雑誌などのメディアをうまく活用できるように工夫することも必要です。また、自分を見つめ直し、生き方について考えられるようになるこの時期に、ブックトークなどで良質な本と出会うきっかけづくりも大切です。

(6) 中学生・高校生

思春期を迎えるこの時期は、身体的にも心理的にも、不安定で、様々な悩みを抱える時期です。個人の好みを読書にも現れ、本をよく読む子どもと読まない子どもにわかれる時期です。しかし、本を読むことで、自分が抱える問題や悩みの答えを見つけることもあることから、身近な大人が、幅広く本を読むことができる読書環境を整えることが重要です。一方、この時期の子どもは、より高度な知識を得たいという欲求が高まり、色々な事への関心も強くなるので、学校や家庭、地域は、この時期の子どもたちに十分な情報を提供できるように対応していく必要があります。



ブックトーク事業 (伊左座小学校)

2. 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第9条第2項に基づいて策定するもので、水巻町における子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。また、この計画は国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成25年8月改訂）」と福岡県が策定した「福岡県子ども読書活動推進計画（平成22年3月改訂）」を基本として策定するものです。

3. 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進するため、3つの基本方針を掲げ、その推進に努めていきます。

3つの基本方針

- (1) 家庭、地域、学校等、町立図書館における子どもの発達段階に応じた読書活動の推進
- (2) 子どもの読書環境の整備及び実務者の資質向上に向けた支援
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 家庭、地域、学校等、町立図書館における子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

家庭、地域、学校、幼稚園、保育所（園）、町立図書館を含む行政機関などがそれぞれの役割を明確にし、相互が連携しつつ、それぞれの役割に応じた取り組みを主体的にできるように努めていきます。

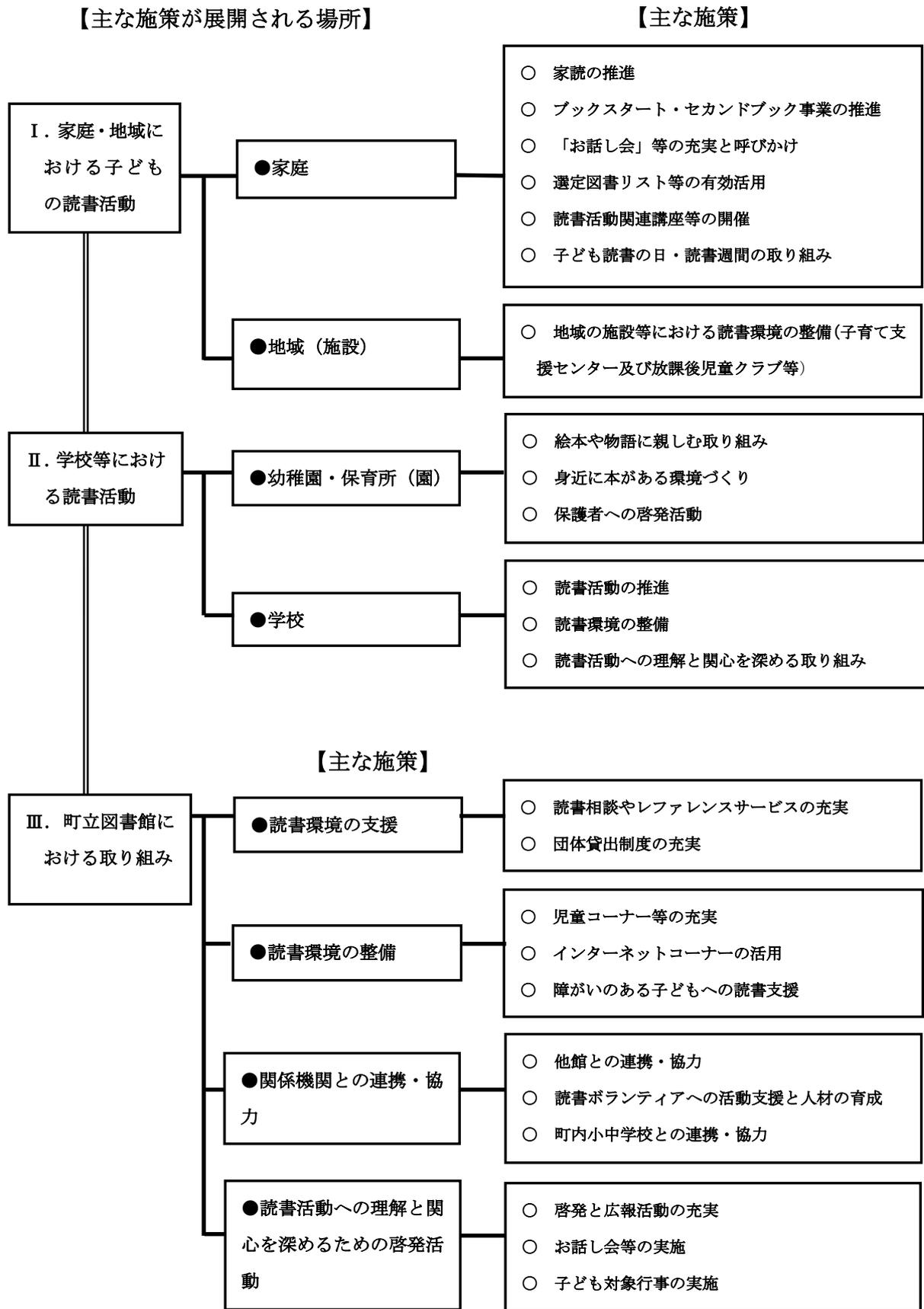
(2) 子どもの読書環境の整備及び実務者の資質向上に向けた支援

子どもの読書に対する関心と意欲を高めるために、図書館及び学校図書室等の環境整備と資料等の充実を図ります。また、学校司書や読書ボランティア(注6)の資質向上を図るための活動を支援していきます。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について広く理解と関心を求める必要があります。そのためには、まず大人が読書に対する関心を持つことが必要です。そして、大人が子どもの読書活動を推進する気運を高めていき、子どもが読書活動への理解と関心を深めることが大切です。「子ども読書の日」(注7)や「読書週間」(注8)を中心とした啓発活動に加え、毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲーム・家読（うちどく）の日」(注9)と定め、子どもの読書活動の重要性及び必要性について、講演会等の様々な手段を用いて広く啓発活動を行い、町全体に対して、理解及び協力を求めていきます。

4. 施策の体系



5. 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの概ね5年間とします。

6. 計画の対象

本計画における子どもとは、概ね18歳以下を対象とします。

7. 計画の進行管理

本計画を効果的に推進するために、実態調査等を適宜に行うことで、取り組みの進捗状況を把握し、継続的な進行管理を行っていきます。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

1. 家庭・地域

子どもが幼いころから、本に親しみ、本の楽しさを知るためには、家庭における読書環境の充実が重要です。子どもは、身近なところに本があり、保護者から読み聞かせをしてもらったり、保護者と一緒に本を楽しんだりすることで、言葉や読解力以外にも想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心などを学びながら成長していきます。特に乳幼児期の親子のふれあいや様々な経験、言葉かけ、読み聞かせなどは、その後の読書活動に良い影響を与えます。そこで、読書を楽しむ環境づくりとともに、家庭での読み聞かせの大切さについて啓発していきます。特に、保護者が乳幼児と楽しい時間を過ごすためのコミュニケーションの道具のひとつとして、絵本が活用されるように働きかけます。また、いつも身近にいる大人が日頃から本を読んだり、一緒に図書館などへ出かけたりするなど、子どもとともに読書を楽しもうとする雰囲気づくりの重要性を啓発していきます。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

① 「家読（うちどく）」(注10)の推進

子どもが読書に親しむ習慣を身に付けるためには、家庭における読書環境を整えることが大切です。そのためには、いつも身近に本があり、大人が普段から本に親しむ姿を示すことは、子どもが読書に興味を持つきっかけとなります。また、家庭での読書を習慣付けるためには、テレビやスマホなどの携帯電話、ゲーム機などの電子メディアとの過度な関わりを軽減し、生活習慣を整えることが大切です。そのためには、毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲーム・家読（うちどく）の日」と定め、その日は家族で読書を行う「家読（うちどく）」を推進します。「家読（うちどく）」とは、「家族ふれあい読書」のことで、本を介した家族間のコミュニケーションを図る運動です。この「家読（うちどく）」を推進することにより、家庭での読書環境が整備されるよう取り組んでいきます。

② ブックスタート(注11)・セカンドブック(注12)事業の推進

平成13年度から乳幼児とその保護者を対象に、読み聞かせの説明とともに絵本を手渡し、絵本を仲立ちとして、暖かいふれあいの時間を共有することを勧めるブックスタート事業、また、そのフォローアップとして、町内の小学校に入学する新一年生に本をプレゼントするセカンドブック事業を実施しています。これらの事業は、子どもたちに読書をする楽しさと喜びを知ってもらい、子どもの心を豊かに育てるための第一歩として、とても効果的であるため、今後もこれらの事業を継続していくとともに、事業に対する理解を求めるため、啓発活動に力を入れていきます。

③ 「お話し会」等の充実と参加の呼びかけ

町立図書館などでは、子どもの読書活動を支援するために、「お話し会」(注13)などの様々な行事を開催しています。今後も、親子で参加してふれあえる魅力的な行事をより多く行うことにより、子どもの読書への興味と関心を向上させる取り組みを行っていきます。

また、読書ボランティアなどを支援し、「お話し会」などの開催の機会や内容の充実に努めます。また、これらの行事について、町広報誌やホームページ等による外部へのアピールを広く行っていきます。

④ 選定図書リスト等の有効活用

「おすすめ絵本リスト」など、発達段階に合わせた図書情報を保護者に適宜に配布し、家庭での読書活動を推進しています。今後も、子どもの発達段階に合わせた図書リストの内容の充実を図り、図書情報の提供を行っていきます。

⑤ 「読書活動関連の講座」の開催

読書に関する様々な情報提供を行って、子どもの読書への関心を高めていき、その重要性についての理解を促します。そのために、子育てを支援する関連施設や関係機関との連携を深め、子どもたちを取り巻く大人や保護者を対象にした講座や教室、講演会を開催していきます。

⑥ 子ども読書の日・読書週間の取り組み

4月23日は「子ども読書の日」として制定（「子どもの読書活動推進に関する法律」平成13年12月施行）されました。法律の趣旨に沿った様々な行事を開催して「こどもの読書週間」（注14）と「秋の読書週間」は、本とのふれあいを再認識する絶好の機会であることから、関係機関が連携を図り、引き続き、啓発活動を行っていきます。

(2) 地域の施設等における読書環境の整備

子育て支援センターや放課後児童クラブ（注15）など、地域の子どもに関連する主要な施設に対して、町立図書館の団体貸出制度（注16）やリサイクル本（注17）を利用した読書に親しむ環境づくりに努めています。今後も引き続き、町立図書館などとの連携を図りながら、地域の施設を活用した拠点づくりを検討し、子どもの読書環境の向上を図っていきます。



ブックスタート事業（7カ月児健診時）



ブックスタート事業（3歳児健診時）

2. 幼稚園・保育所（園）

乳幼児期は、好奇心を高めていく時期にあたり、子どもたちが読書に親しんでいくための基礎を形成する上で特に重要と考えられています。乳幼児期における子どもの読書活動は、読み聞かせを中心とした取り組みになります。そのため、幼稚園・保育所（園）の保育士ひとりひとりが、園内・所内において読み聞かせを行い、子どもたちに日常的に本の楽しさを伝え、絵本や物語に親しむ機会を積極的につくっていきます。また、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、保護者に対して、絵本に触れさせる大切さ・必要さの理解を求めています。さらに、図書館の団体貸出制度等を利用して、幼稚園・保育所（園）において多くの本に出会えるような環境づくりに努めていきます。

（1）絵本や物語に親しむ取り組み

幼稚園や保育所（園）では、先生による絵本の読み聞かせを行事や遊びなどの日常の活動時間の中に取り入れ、子どもが本に興味を持つように取り組んでいます。これらの取り組みを継続して実施できるよう、町立図書館への訪問など、絵本や物語と子どもが身近に出会えるよう、支援していきます。

（2）身近に本がある環境づくり

幼稚園や保育所（園）では、子どもたちがいつでも好きな絵本に触れられるような場所に「図書コーナー」を設置しています。今後も子どもたちが自発的な読書習慣や継続的な読書活動が行えるよう、町立図書館を活用し絵本などの充実を図り、幼稚園や保育所（園）へ向けた団体貸出を進めていきます。

（3）保護者への啓発活動

幼稚園や保育所（園）、町立図書館を含む行政機関との連携を深め、読書活動に関する情報交換を行っていきます。そして、保護者に乳幼児からの読書活動（読み聞かせ）の大切さを伝え、成長に応じた絵本の選び方や選定図書リスト等の紹介をしていきます。また、幼稚園や保育所（園）において、家庭でも本と親しむ機会がもたれるように、図書コーナーからの絵本の貸し出しを促進し、「ノーテレビ・ノーゲーム・家読（うちどく）の日」を中心とした親子読書へのはたらきかけを主体的に行えるよう、支援していきます。



絵本の読み聞かせ(第二保育所)



図書館訪問(第二保育所)

3. 学校

学校は、子どもの言語習得・発達段階に応じ、読書意欲や習慣を形成していく上で最も重要な役割を担っています。また、文部科学省は、文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について（平成16年2月3日付）」を公表し、読書活動を国語力の向上に有効な手段として位置づけ、「自ら手を伸ばす子どもを育てる」ことを最大の目標に掲げ、すべての教科での読書活動の取り組みを提案しており、児童・生徒の主体的な学習活動を支えるためにも、学校図書室の役割は、ますます重要性を増しています。そのため、学校図書室を基軸として学校教育における学びを支援するとともに、子どもの読書を保障する施設としての認識を新たに、司書教諭(注18)を中心とした全教職員が読書の喜びや意義についての理解を一層深め、子どもたちへ伝え、指導していくことに努めていきます。

(1) 学校での子どもの読書活動の推進

① 学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取り組み

「朝の読書時間」や「一斉読書時間」を設定し、子どもが読書に親しむとともに、その習慣化を図っていきます。さらに読書ボランティアや町立図書館司書による「読み聞かせ」や「ブックトーク」を行うなど、各学校の状況や目標に応じた読書活動を推進していきます。

② 学校図書室の運営

学校図書室の運営は、司書教諭・学校司書(注19)を中心に全教職員連携の下に行っていきます。また、図書の貸出・返却をはじめとする図書室運営には、図書委員会（児童生徒）の関わりが非常に大きく、それぞれの役割を明確にして、学校における読書活動の充実を図っていきます。

③ 学校図書室の活用と利用

学校図書室の資料を使った授業や、教科等における調査に、計画的に活用していきます。また、情報の探し方、資料の使い方等、学校図書室の有効な活用方法や利用方法についても指導を行っていきます。

④ 学校と町教育委員会との連携

学校と町教育委員会（学校教育課・生涯学習課・町立図書館）が連携を密にして、読書活動の推進にあたっていかなければなりません。各学校間の情報交換や読書活動の実践例の紹介、優良事例の検討実施など、読書活動の総合的調整及び、指導を行うとともに、司書教諭や学校司書向けの研修会・講習会等を充実させて、より一層の学校における読書活動を推進していきます。

(2) 読書環境の整備

① 学校図書室の環境整備

子どもの読書活動を活発にするために、発達段階に応じた、利用しやすい室内空間が必

要です。図書の配架・レイアウト・紹介の方法等に工夫をこらし、快適な読書環境づくりに努めます。また自由な環境でくつろぎながらの読書や、調査研究・学習の場としての活用など、各学校の特色を活かした環境整備に努めていきます。

② 学校図書室の図書資料の充実

子どもたちが興味や関心を持つ図書や、各教科の学習を進める上で必要な図書の配備を進めていきます。

③ 町立図書館の活用

町立図書館が実施する団体貸出制度や町立図書館司書によるブックトークなどを積極的に活用し、子どもの読書活動推進につながるよう努めていきます。

④ ボランティア団体との連携・協力

学校では、読書ボランティアによる読み聞かせを中心とした「お話し会」を実施しています。教科や総合的な学習の時間に、読書ボランティアがゲストティーチャー(注20)として支援することにより、児童生徒の読書に親しむ習慣を育成しています。さらに今後も読書ボランティアと連携・協力を充実させ、この取り組みを推進していきます。

⑤ 司書教諭・学校司書の配置

学校図書室を有効に機能させ、学校における読書環境を整備するためには、司書教諭の役割がますます重要となってきます。司書教諭は、他の教職員と同様に、学級担任や教科担任の職務も兼ねていますので、教職員の中心となって図書室資料の整備や、利用方法の具体的な指導等を行い、図書室の有効利用が図れるように努めていきます。また子どもたちが読みたい本、知りたい情報を確実に手にするためには、図書資料に精通した学校司書が大きな役割を果たします。そのためには、各学校図書室に専門知識を有する司書資格を持った者の配置に努め、近隣の学校図書室間での情報交換や研修会への積極的な参加により、司書の資質向上に努めていきます。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための取り組み

① 読書関連行事等の実施

子どもの読書活動への関心を深めることを目的に、「子ども読書の日」や「読書週間」等を活用して、読み聞かせやブックトークなどを行うなど、各学校が実情に応じた様々な取り組みを主体的に行っていきます。

② P T Aとの連携、保護者への働きかけ

家庭での読書活動を推進するため、P T Aとの連携を図り、読書活動の現状やその大切について、あらゆる機会を通して情報を発信していきます。また、「ノーテレビ・ノーゲーム・家読(うちどく)の日」を中心とした「家読(うちどく)」を推進していきます。

4. 町立図書館

町立図書館は、子どもが多くの本と出会い、読書を楽しむ機会を提供する場であり、子ども自ら情報を集め、調べることができる場でもあります。一方で本に関する様々な役割の中心を担っており、読書活動の支援や図書資料の活用に関する知識と経験も兼ね備えています。一人でも多くの子どもに、本との良い出会いがあるように、読書環境の整備や読書意欲の向上につながる活動を推進し、これに沿って、図書館職員の資質向上をめざした研修も積極的に行っていきます。

(1) 読書環境の支援

① 読書相談やレファレンスサービス(注21)の充実

子どもや保護者をはじめ、子どもの読書に関わる人からの、読書の相談やレファレンスに今後も積極的に対応します。また、読書のきっかけづくりや、本を選ぶときの参考になるように図書リストの作成をさらに充実させていきます。

② 団体貸出制度の充実

町内の幼稚園・保育所(園)、小中学校、放課後児童クラブ等の団体に対して、対象者や利用者のニーズに沿った図書をまとめて貸し出しています。子どもたちが身近な場所で、より多くの図書と出会えるように、さらに利用の充実に努めていきます。

(2) 読書環境の整備

① 児童コーナー及びヤングアダルト(注22)コーナーの充実

0歳から対象の赤ちゃんの絵本に始まり、小学生から中学生・高校生向けの本まで幅広い魅力ある蔵書構成を図るため、今後も蔵書の充実に努めます。また、図書の配置等の見直しを適宜に行い、子どもにもわかりやすく利用しやすい環境づくりをめざしていきます。

② インターネットコーナーの活用

子どもにとって、パソコンが身近にある環境となり、インターネットによる情報収集が欠かせない社会になっています。このため、館内の利用者用インターネットを子どもにも開放しています。今後とも、アクセスサイトの規制など、正しい情報収集能力の育成に配慮しながら、活用していきます。

③ 障がいのある子どもへの読書支援

読書に障がいのある子どもの読書活動を支援するために、点字絵本(注23)や布の絵本(注24)、LLブック(注25)等の充実を図り、関係機関と連携・協力し、様々な資料や情報の収集と活用を行っていきます。

(3) 関係機関との連携・協力

① 他の図書館との連携・協力

図書館は、他館と相互に連携、協力し合うことで、図書資料や情報について相互利用や

協力活動を行うことができます。このことは、子どもの読書活動を推進する上で、大変重要です。そこで、県立図書館及び他市町村立図書館との連携を積極的に図り、子どもの読書活動を推進していきます。

② 読書ボランティアへの活動支援と人材の育成

子どもの読書活動を推進する上で、読書ボランティアの活動は重要な役割を持っています。これらのボランティア団体との連携・協力体制を強化し、更なる活動の促進と充実を図るとともに、新たな人材の育成に努めていきます。

③ 町内小中学校との連携・協力

司書教諭や学校司書等と情報交換をしながら、ブックトークやレファレンス、団体貸出などで、学校における児童生徒の読書活動を支援するとともに、図書館見学や職場体験学習(注25)などを積極的に受け入れることで、図書館に親しみを持ってもらえるよう、学校との連携・協力体制を推進していきます。

(4) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

① 啓発・広報活動の充実

幼い頃から本と親しむことが子どもの生きる力を育むことを伝え、家庭での読書環境を整えるため、毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲーム・家読(うちどく)の日」と定め、全町的に「家読(うちどく)」の重要性を広報や図書館だより、ホームページなどを有効的に使って啓発していきます。また、子ども向けの読書行事やイベントの周知や案内を併せて行うことにより、子どもや保護者が読書活動に興味や関心を示すことで、読書環境の一層の充実が図られるため、団体や関係機関等で取り込まれる活動状況を把握して、地域や家庭に向けて、情報の発信に積極的に行っていきます。

② お話し会の実施

読書ボランティアによるお話し会や、図書館スタッフによる赤ちゃん向け・幼児向けのおはなし会など、定期的を実施しています。絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊び、わらべ歌など内容も豊富で、参加した子どもたちが本の世界に楽しく出会う機会を今後も提供していきます。

③ 子ども対象行事の実施

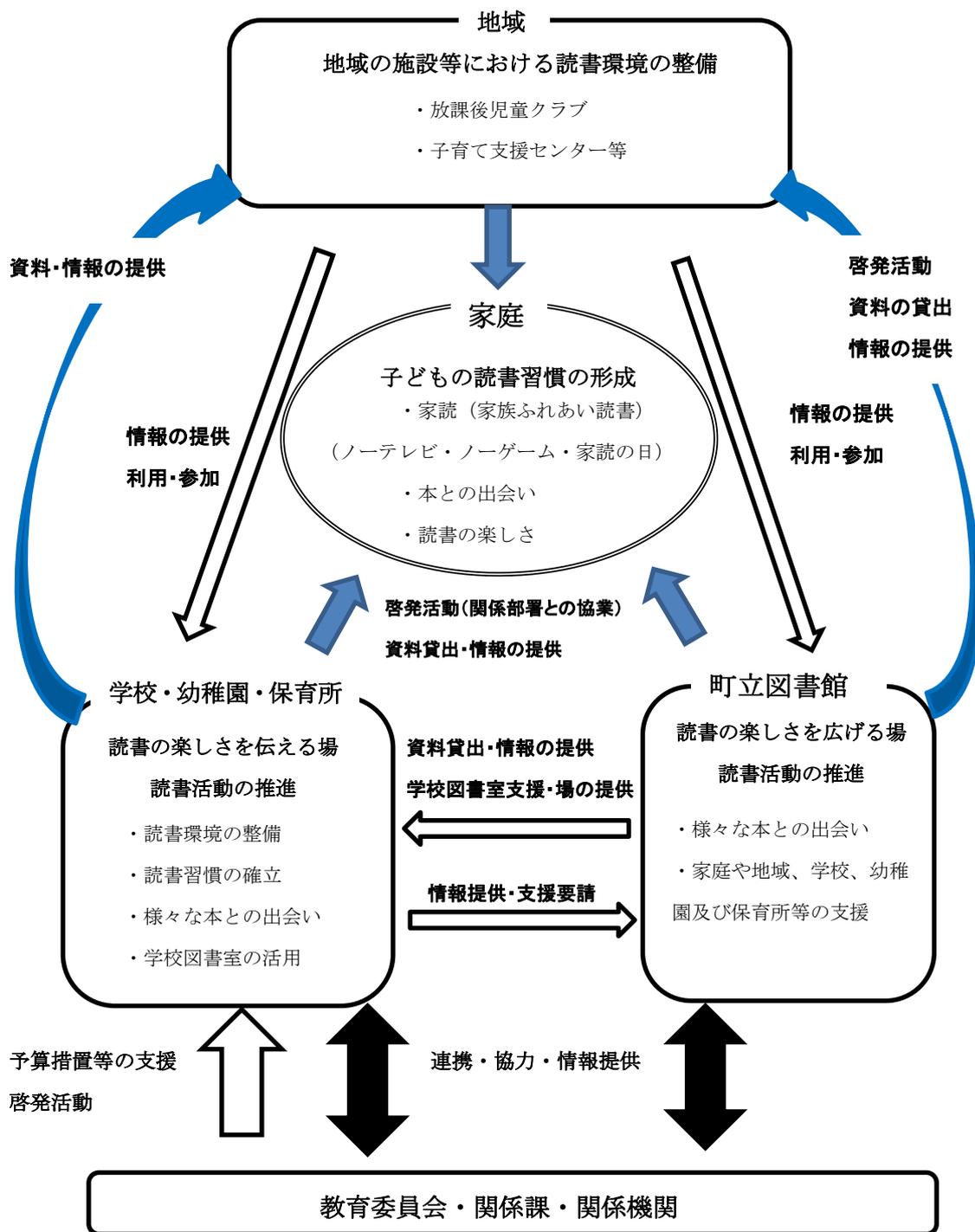
「子ども読書の日(4月23日)」や読書週間、夏休み、クリスマス等にちなんだ子どもが楽しく本と出会える行事を実施することで、子どもの読書に関する興味と関心を深めるとともに、保護者に対しても子どもの読書活動の重要性や読書が子どもに与える効用について、理解を求めています。

第4章 計画の効果的な推進に向けて

1. 連携・協力

計画の具体的な活動は、家庭、地域、学校、幼稚園、保育所（園）、行政機関などがそれぞれの分野で専門的かつ、主体的に取り組む必要があります。その推進拠点である町立図書館は、関係機関と相互に情報交換や取り組みの調整を行い、より効果的な活動を推進していきます。

《 子ども読書活動推進関係機関ネットワーク図 》



2. 啓発・広報等の推進

子どもが読書に興味や関心を持ち、子どもの読書活動に携わる人たちの資質向上を図るために、様々な啓発・広報活動を行う必要があります。そのためには、幅広く情報を共有して、各団体との連携を密にしていかなければなりません。そして、子どもの読書活動への関心と理解が、町民の間に広く深まっていくように努めていくことが重要です。町においては、今後も関連行事やイベント等の開催をとおして、子どもの読書活動の推進を広く町民に紹介していきます。

3. 財政上の措置

(1) 町は、この推進計画に示された子どもの読書活動推進に関する各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(2) 町は、この推進計画に示された子どもの読書活動推進に関する各種施策のための必要な財政上の措置を講ずるよう、国や県に働きかけます。

4. 今後の取り組みについて

水巻町子ども読書活動推進計画に携わっている関係機関や団体との意見交換を行い、計画円滑な推進に努めていきます。また、今後、本計画の推進状況等を把握し、その結果を教育委員会及び、水巻町図書館協議会等に報告し、意見を求めていきます。



出生届提出時に住民課窓口にて配布している「おすすめ絵本リスト」と「メッセージカード」

第5章 子ども読書活動推進計画の施策項目

本計画を推進するためには、家庭や地域、幼稚園や保育所（園）、学校、町立図書館を含む行政機関、ボランティア団体等の読書活動団体が連携し、協働していく体制を整えることが不可欠です。それぞれの事業を読書の大切さという観点から見直しを行い、連携が必要な事業についてはともに協力し合うことで、より効果的に事業を推進することができます。こういった取り組みの進捗状況を把握するために、各事業の施策を項目化しました。以下は、その一覧を表にしたものです。

	施策項目	実施区分	担当・関係課
1. 家庭・地域	(1) - ① 「家読」の推進	新規	町立図書館 学校教育課 地域・こども課
	(1) - ② ブックスタート・セカンドブック事業の推進	継続	町立図書館 学校教育課 健康課 住民課
	(1) - ③ お話し会等の充実と呼びかけ	継続	町立図書館
	(1) - ④ 選定図書リスト等の有効活用	継続	町立図書館 学校教育課 地域・こども課
	(1) - ⑤ 読書活動関連の講座の開催	拡充	町立図書館 学校教育課 生涯学習課
	(2) 身近な施設等における読書環境の整備	継続	町立図書館
	2. 幼稚園・保育所(園)	(1) 絵本や物語に親しむ取り組み	継続
(2) 身近に本がある環境づくり		拡充	地域・こども課 町立図書館
(3) 保護者への啓発活動		拡充	地域・こども課 町立図書館
3. 学校	(1) - ① 学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取り組み	拡充	学校教育課 町立図書館
	(1) - ② 学校図書室の運営	継続	学校教育課
	(1) - ③ 学校図書室の活用と利用	拡充	学校教育課
	(1) - ④ 学校と町教育委員会の連携	拡充	学校教育課 町立図書館
	(2) - ① 学校図書室の環境整備	継続	学校教育課
	(2) - ② 学校図書室の図書資料の充実	拡充	学校教育課
	(2) - ③ 町立図書館の活用	拡充	町立図書館

	施策項目	実施区分	担当・関係課
3. 学校	(2) - ④ ボランティア団体との連携・協力	拡充	学校教育課 町立図書館
	(2) - ⑤ 司書教諭・学校図書室司書の配置	拡充	学校教育課
	(3) - ① 読書関連行事等の実施	拡充	学校教育課 町立図書館
	(3) - ② PTAとの連携、保護者への働きかけ	拡充	学校教育課 町立図書館
4. 町立図書館	(1) - ① 読書相談やレファレンスサービスの充実	拡充	町立図書館
	(1) - ② 団体貸出制度の充実	拡充	町立図書館
	(2) - ① 児童コーナー及びヤングアダルトコーナーの充実	継続	町立図書館
	(2) - ② インターネットコーナーの活用	継続	町立図書館
	(2) - ③ 読書に障がいのある子どもへの読書支援	拡充	町立図書館 学校教育課 福祉課
	(3) - ① 他の図書館との連携・協力	継続	町立図書館
	(3) - ② 読書ボランティアへの活動支援と人材育成	拡充	町立図書館
	(3) - ③ 町内小中学校との連携・協力	拡充	町立図書館 学校教育課
	(4) - ① 啓発・広報活動の充実	拡充	町立図書館
	(4) - ② お話し会の実施	継続	町立図書館
	(4) - ③ 子ども対象行事の実施	継続	町立図書館

※ 表中の番号は、本文「第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策」の項目の番号を付記しています。

本文用語注記の解説

- (注1) 朝の読書 2 頁
 学校で毎朝始業前の十分間、児童または生徒、教職員全員が本を読む運動。1888年、千葉県の高教諭「林 公（はやしひろし）」氏が提唱して実践したのが始まり。
- (注2) 読み聞かせ 2 頁
 子どもたちに絵本や紙芝居を見せながら、語り手が活字の部分を読んで本の内容を伝えること。
- (注3) 子どもの読書活動の推進に関する法律 3 頁
 子どもたちの読書活動の重要性を鑑み、子どもが自主的な読書活動を行うことができるように積極的に読書環境の整備を図るために制定された。
- (注4) 青少年アンビシャス運動 3 頁
 豊かな心、幅広い視野、それぞれの目標や志（こころざし）を持つたくましい青少年の育成をめざす、福岡県民の県民による運動のこと。
- (注5) ブックトーク 5 頁
 ひとつのテーマに沿って選んだ数冊の本を順序良く紹介すること。違った分野の本に興味を持ってもらい、読書の幅を広げるきっかけをつくる手法。
- (注6) 読書ボランティア 6 頁
 子どもと本を結びつけるために、公共施設や学校等でお話し会等の活動を行うボランティア。
- (注7) 子ども読書の日 6 頁
 4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条によって制定。「国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない」とされている。
- (注8) 読書週間 6 頁
 1月3日(文化の日)の前後2週間を指し、読書の普及・推進と出版文化の向上を目標としている。この時期は、全国各地で読書に関する催しが行われる。
- (注9) 毎月23日の「ノーテレビ・ノーゲーム・家読の日」 6 頁
 4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していることにちなんで、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において「子ども読書の日」と定められた。このことから、全国の自治体では、この23日を取り、毎月、様々な読書推進の取り組みが行われている。水巻町も本計画において、子どもたちの過度な電子メディアとの関わりを抑制し、家庭での読書活動を推進するために毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲーム・家読の日」と定めた。
- (注10) 家読（うちどく） 9 頁
 「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味する。家庭内で読書の楽しさを共有しようという運動。また、家族で読書を楽しむことそのものをいう。学校で行われている「朝読（朝の読書の略）」の家庭版として考えられたもので、特に決まりはなく本を通して家族で同じ時間、同じ空間を共有する活動。

- (注11) ブックスタート事業** 9 頁
 1992年に英国で始まった活動。絵本に親しむ体験を通じて親子の絆を深めてもらおうと自治体の乳幼児健診時の際に絵本等を手渡す運動。日本では、平成12年(2000年)の「子ども読書年」をきっかけに同年10月に東京都杉並区において、モデル事業として始められた。水巻町もこの趣旨にいち早く賛同し、翌平成13年4月より、水巻町を含む12自治体で本格的な活動が始まり、その後全国各地に広まった。
- (注12) セカンドブック事業** 9 頁
 ブックスタート事業のフォローアップとして、平成21年4月より始められた事業。町内の小学校に入学する新一年生全員に図書館が推奨する図書リストの中から1冊、入学式当日に手渡している。
- (注13) お話し会** 9 頁
 子どもを集めて「おはなし」を聞かせる集まりのこと。主に公共図書館や学校などで行われている。内容は対象となる子どもの年齢等にあわせて、絵本の読み聞かせや手遊びなど、子どもが興味を持つよう工夫して行われている。
- (注14) こどもの読書週間** 10 頁
 「子ども読書の日」の4月23日の起点として、5月12日の約3週間、子どもの読書活動推進のために社団法人読書推進協議会が1959年に始めた強化週間。この期間中、子どもの読書に関する催しが全国各地で行われている。
- (注15) 放課後児童クラブ** 10 頁
 就労家庭等の小学生を対象に、学校の放課後や休暇中における、児童の安全な活動の場。全小学校区に設置している。
- (注16) 団体貸出制度** 10 頁
 公共図書館が学校や地域の団体に図書館所蔵の資料をまとめて貸し出すこと。
- (注17) リサイクル本** 10 頁
 公共図書館で除籍した資料、受入れしなかった寄贈図書を町民に提供し、再利用してもらうことからそれらの資料をこのように呼ぶ。
- (注18) 司書教諭** 12 頁
 学校図書室の専門的業務にあたる教職員。司書教諭の講習を修了した教諭をもって充てる。12学級以上の小・中・高等学校には配置が義務づけられている。
- (注19) 学校司書** 12 頁
 学校図書室の業務にあたる町雇用の事務職員。図書室の資料の整理・提供・レファレンス等の技術的な面を担当。司書教諭と連携しながら運営にあたる。
- (注20) ゲストティーチャー** 13 頁
 地域の特色ある教材で授業を行うために、学校に招いている地域の方。
- (注21) レファレンスサービス** 14 頁
 利用者の日常生活での疑問の解決や調査・研究活動などを、図書館の資料等を使って援助するサービス。
- (注22) ヤングアダルト** 14 頁
 中高生など、子どもと大人の間に位置する年代の呼称で、ひとつの利用者層として捉えている。主に図書館界や出版界で使用することば。

(注23) 点字絵本 14頁

通常の絵本に点字を貼るなどして、つくられた絵本。

(注24) 布の絵本 14頁

布などを使い、アップリケなどの手法でつくられた絵本。

(注25) LLブック（えるえるぶっく） 14頁

知的障がいや発達障がいのある人などが読みやすいよう、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本。

「LL（えるえる）」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。当初は知的障がい者向けに刊行されていたが、現在では高齢者や認知症の人など、読むことに困難を伴いがちな幅広い層へと対象が広がり、北欧を中心に普及している。日本では障がい者の支援団体などが制作しており、少しずつ認知が広がっている。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地元公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進基本計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進基本計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するようつとめなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

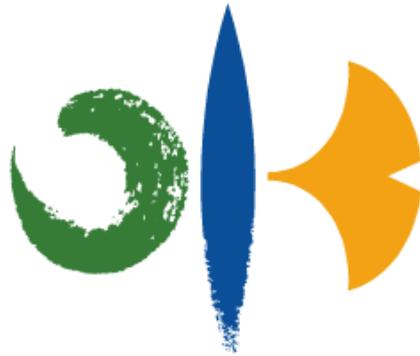
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



水と緑の夢絵巻
みずまき

水巻町子ども読書活動推進計画

平成28年4月

発行 水巻町教育委員会（水巻町図書館）
福岡県遠賀郡水巻町古賀三丁目18番1号

TEL 093-201-5000

FAX 093-201-0995